(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１ａ「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近60営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に自己資本比率告示第二百五十四条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を８パーセントで除して得た額を記載する。）。

b　項番１ｂ「前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番８ｂ「当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番１ａの項に計上される額を項番１ｃの項に計上される額で除して得た値及び項番８ｃの項に計上される額を項番８ａの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。

c　項番１ｃ「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番８ａ「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を８パーセントで除して得た額を記載すること。項番２から項番７までに掲げる変動要因分析は、項番１ｃ「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番８ａ「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。

d　項番２「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番３「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百五十条第二項第三号又は第二百七十九条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は第二百七十九条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を２回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。

f　項番４「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番５「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h　項番６「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

i　項番７「その他」の項には、項番２から項番６までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番６と項番７との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

j　イ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号の規定により算出される額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

k　ロ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第二号の規定により算出される額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

l　ハ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

m　ニ欄には、自己資本比率告示第二百七十九条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

n　ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番１ａ「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

o　項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

p　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

q　この面に記載する比率（項番１ｂ及び項番８ｂ）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

r　開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

s　この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第二条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ ２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。 ［３・４　略］	（単体における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ ２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 ［３・４　同上］
（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［略］ ２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。 ３　［略］	（連結会計年度の開示事項） **第三条**　［同上］ ２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。 ３　［同上］